

* * * * *

株式会社 ハマキョウレックス 定款

* * * * *

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ハマキョウレックスと称し、英文では、HAMAKYOREX CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般貨物自動車運送事業（含：特別積合せ貨物運送）
2. 倉庫業
3. 自動車の整備業
4. 損害保険代理業
5. 自動車運送取扱業
6. 自動車運送代弁業
7. 自動車運送利用業
8. 物流に関するコンサルティング業務
9. 一般家庭用雑貨品、寝装用品、身の廻用品の売買業
10. バイオセラミックス粉体の製造販売
11. バイオセラミックス応用の包装資材、工業用酸化防止剤、健康器具及び衣料品の製造販売
12. 携帯電話の販売
13. コンビニエンスストアの運営
14. 産業廃棄物の収集、運搬並びに中間処理場、最終処分場の建設、運営、管理
15. 貨物軽自動車運送事業
16. フォークリフト検査業
17. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
18. 物流業務の請負
19. 不動産の賃貸業
20. 酒・煙草の販売
21. 引越業務の請負
22. 医療機器の製造（包装・表示・保管）、販売及び修理
23. 医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造（包装・表示・保管）及び販売

- 24. 毒薬・劇薬及び毒物・劇物の保管及び運搬
- 25. 物流システムソフトウェアの開発及び販売
- 26. 物流システム機器の設計及び販売
- 27. 太陽光発電による電力の売却
- 28. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を静岡県浜松市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、132,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第459条第1項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対して売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役が2名以上の場合または代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(員 数)

第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(代表取締役、役付取締役、最高経営責任者および最高執行責任者)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、取締役相談役、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
3. 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から最高経営責任者(CEO)および最高執行責任者(COO)各1名を定めることができる。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し

て発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任限定契約）

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）

第29条 当社は、監査役および監査役会を置く。

（選任方法）

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（員 数）

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

（任 期）

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役)

第33条 会社法第329条第3項に基づく補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

2. 補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第44条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

上記は株式会社ハマキョウレックスの定款である。

2024年 10月1日

株式会社 ハマキョウレックス
代表取締役 大 須 賀 秀 徳